

8月受診分から医療費の自己負担上限額を変更

高額療養費制度

窓口負担割合が3割の人			
区分			世帯単位
国保・社保加入者 70歳未満	国保・社保加入者 70歳以上	後期高齢者 医療保険加入者	
区分ア	現役並み所得Ⅲ		27万300円+（総医療費-90万1,000円）×1% 〈多数回該当：14万100円〉 年間上限額 168万円
区分イ	現役並み所得Ⅱ		17万9,100円+（総医療費-59万7,000円）×1% 〈多数回該当：9万3,000円〉 年間上限額 111万円
区分ウ	現役並み所得Ⅰ		8万5,800円+（総医療費-28万6,000円）×1% 〈多数回該当：4万4,400円〉 年間上限額 53万円
区分エ			6万1,500円 〈多数回該当：4万4,400円〉 年間上限額 53万円 ※年収200万円未満の場合は年間上限額 41万円
区分オ			3万6,900円 〈多数回該当：2万4,600円〉 年間上限額 29万円

窓口負担割合が2割 または 1割の人			
区分		個人単位 （外来のみ）	世帯単位 （入院+外来）
国保・社保加入者 70歳以上	後期高齢者 医療保険加入者		
一般（2割） ①年収200万円以上 ②年収200万円未満	①一般Ⅱ（2割）	2万2,000円 年間上限額 21万6,000円	6万1,500円 〈多数回該当：4万4,400円〉 ①の年間上限額 53万円 ②の年間上限額 41万円
	②一般Ⅰ（1割）		
低所得Ⅱ（2割）	低所得Ⅱ（1割）	1万1,000円 年間上限額 9万6,000円	2万5,700円 〈多数回該当：2万4,600円〉 年間上限額 29万円
低所得Ⅰ（2割）	低所得Ⅰ（1割）	8,000円	1万5,700円 年間上限額 18万円

※多数回該当とは、過去12カ月以内に、1カ月の外来+入院の自己負担額が上限額に3回以上達した場合、4回目から「多数回」となり上限額が下がることをいいます。

自己負担上限額を超えて医療費を負担した場合

- 申請により上限額を超えた医療費の給付を受けることができます。
- 国民健康保険加入者・・・診療を受けた月の翌月から2年以内に領収書等を添えて申請が必要です。
 - 高齢者医療保険加入者・・・申請が必要な人には、青森県後期高齢者医療広域連合からお知らせが送付されます。

弘前市重度心身障害者医療費助成制度（通称「重度医療」）

窓口負担割合が1割の人	
外来	入院+外来
2万2,000円 年間上限額 21万6,000円	6万1,500円 〈多数回該当：4万4,400円〉 年間上限額 53万円

※診療を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内のものが申請できます。

- 問 弘前市国民健康保険に関すること…国保年金課国保給付係（☎ 40-7047）
青森県後期高齢者医療保険に関すること…国保年金課後期高齢者医療係（☎ 40-7046）
弘前市重度心身障害者医療費助成制度に関すること…障がい福祉課障がい者医療・給付係（☎ 40-7036）

介護保険に関するお知らせ

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

令和7年度の介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和8年7月31日です。令和8年8月以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中に忘れずに更新申請を行ってください。

申請に必要なもの 利用者の印鑑（代理人が申請する場合）、利用者の通帳や有価証券などの写し（利用者に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要）

問 介護福祉課介護給付係（市役所1階、☎ 40-7071）

介護保険料が減額になる場合があります

今年度中に65歳になる人（生年月日が昭和37年4月1日までの人）は、新たに保険料が賦課されますので、該当する人は市民税県民税の申告をしてください。なお、申告することで保険料が減額になる場合があります。

墓地公園へのバス運行と園内交通規制を実施

8月13日（木）は久渡寺線の路線バス（一部時間帯を除く）が墓地公園を経由して運行します。

臨時停留所 墓地公園、墓地公園入口（2カ所）

¥ 弘前バスターミナルから臨時停留所まで片道470円

注意事項 同日は混雑が予想されることから、園内の一部を一方通行とする交通規制を行います。車で来園の際はご注意ください。

詳細は、園内に設置する案内看板および市ホームページで確認できます。

問 環境課弘前霊園担当（☎ 40-7035）／墓地公園管理事務所（小沢字井沢、☎ 88-3553）

納税通知書等送付用窓付封筒の有料広告を募集

市・県民税・森林環境税、軽自動車税および固定資産税・都市計画税の納税通知書等送付用の窓付封筒に掲載する有料広告を募集しています。

印刷予定枚数 約21万枚

掲載規格と募集数 縦60mm×横105mm＝2枠

掲載料 1枠当たり年間16万円

申込期限 10月16日（金）

注意事項 納税通知書等を郵送する性格上、いくつかの条件があります。詳細は、市ホームページでご確認ください。

問 資産税課（☎ 40-7027）



熱中症 に気を付けましょう

熱中症は誰でもなる可能性があります。
油断は大敵危険です。
熱中症予防行動をとりましょう。

- 適切にエアコンを使いましょう！
- こまめに水分・塩分の補給をしましょう！
- 子供や高齢者を見守り、声がけをしましょう！
- 熱中症警戒アラートをチェックしましょう！

熱中症予防や一時的に暑さをしのぐための場所として、「弘前市涼み処」をご利用ください。熱中症特別警戒アラート発令時には、弘前市役所、岩木・相馬総合支所をクーリングシェルターとして開放します。市ホームページでは、熱中症特別警戒アラート等の情報発信も行っています。



問 環境課（☎ 36-0677）